

広島都市学園大学健康科学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、広島都市学園大学学則第19条第2項に基づき、広島都市学園大学健康科学部において開設する授業科目の履修に関する事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

(履修科目の履修登録の上限)

第3条 学生が1年間に履修登録できる単位数は、前期28単位、後期28単位までとする。ただし、実習並びに卒業の所要単位に算入しない科目を除く。

(試験の実施時期)

第4条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業担当者が必要があると認めるときは、随時に行うことができる。

(試験の時期等の公示)

第5条 試験を行う授業科目、日時その他必要な事項は、その都度公示するものとする。

(受験資格)

第6条 試験を受験できる学生は、履修登録済みの授業科目について、出席が良好である者とする。

(成績の評価)

第7条 成績は、100点満点とする点数で次表のとおり評価し、60点以上を合格とする。

評語	点数
S	100点以下90点以上
A	90点未満80点以上
B	80点未満70点以上
C	70点未満60点以上
D	60点未満

(再試験)

第8条 不合格となった科目については、再試験を行うことがある。

(追試験)

第9条 病気、その他やむを得ない理由により試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。

(単位の授与)

第10条 第2条の規定による履修登録済みの授業科目について試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(不合格者及び未受験者の再履修)

第11条 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目を再履修しようとするときは、改めて第2条の規定により受講を申請しなければならない。

(単位認定の取消)

第12条 学則第33条第三号の規定により除籍された者の授業料未納期間における授業科目の単位は、除籍時に取り消すものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月15日 一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の規程による。

附 則 (平成26年1月24日 一部改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月3日 一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。